



関西学院大学リポジトリ

Kwansei Gakuin University Repository

「発刊によせて」

著者	細見 和志
雑誌名	関西学院大学人権研究= Kwansei Gakuin University journal of human rights studies
号	15
発行年	2011-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10236/7167

「発刊によせて」

人権教育研究室室長 細見 和志

「関西学院大学人権研究第15号」をお届けします。今期をもって、人権教育研究室室長を退くことになりましたので、大学における人権教育と研究にとって何が大切か、改めて考えてみました。

いうまでもなく大学は教育と研究の場です。ですから、人権教育の科目を提供するだけでは不十分で、やはり人権問題に関する研究活動が必要です。とはいえ、現実には人権問題を専門とする教員の数は限られており、大学によっては一人もいないところもあるかもしれません。人権問題は一部の専門家に任せておけばよいという意識を捨てて、共に人権教育や研究を担っていくのだという気概が必要でしょう。幸い、関西学院大学には人権教育研究室という組織的な基盤が既に存在します。ここを中心として、今後も幅広い教員の参画を呼びかけ、研究を活性化する努力を続けていかなければなりません。

次に重要なのは、人権教育に関する研究です。「大学で行う人権教育として、どのようなテーマを取り上げるべきか」、「この授業で何を受講生に伝えるのか」という問いに対して、大学として一定の見識を持って答えるためには、どうしても人権教育そのものに関する研究活動が不可欠です。人権教育のテーマは時とともに変化し、拡大しています。大学や学生を取り巻く社会状況やグローバルな国際人権に目を向け、新たな科目の構想立案や教育方法の改善という問題を、組織として引き受けて共同研究の課題とする必要があります。

最後に、大学の特色を生かした人権研究を、広く社会に発信することが大切です。大学には、多種多様な分野の研究者がいます。「人権」を共通テーマとした共同研究を組織すれば、今までにない学際的な研究が可能です。共同研究によって政策現場の経験と学問的研究の新たな知見とを結びつけ、いままでない問題解決の方向を提示できるかもしれません。しかし残念なことに、せっかくの研究成果は往々にして専門の研究者の間でしか共有されず、政策現場に知られることなく埋もれてしまうことが多いのです。そうならないためには、大学での人権研究の成果を、専門の研究者の枠を超えて、人権施策に携わる人々や教育現場に積極的に発信していく必要があります。

この「関西学院大学人権研究」はささやかな小冊子ではありますが、これからは関西学院大学での人権問題ならびに人権教育研究の成果を社会に発信できる研究誌としての役割を担っていきたく思っています。